

総社市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第37号

総社市消防団規則の一部を改正する規則

総社市消防団規則（平成17年総社市規則第164号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(貸与) 第5条 市長は、分団及び団員に対し、別表第2に掲げるもののほか、消防団の運営に必要な物品（以下「被服等」という。）を貸与するものとする。</p> <p>2 被服等を貸与された団員が退職したときは、その被服等を返納するものとする。</p> <p>(再貸与) 第6条 市長は、分団及び団員が、前条に基づき貸与された被服等を亡失し、又はき損したときは、被服等再貸与申請書（別記様式）を提出させ、再貸与するものとする。</p>	<p>(貸与品) 第5条 分団及び団員に貸与する被服等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 団員が退職したときは、返納するものとする。</p> <p>(再貸与) 第6条 前条に基づき貸与された貸与品を亡失し、又はき損したときは、被服等再貸与申請書（別記様式）を提出させ、再貸与するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。